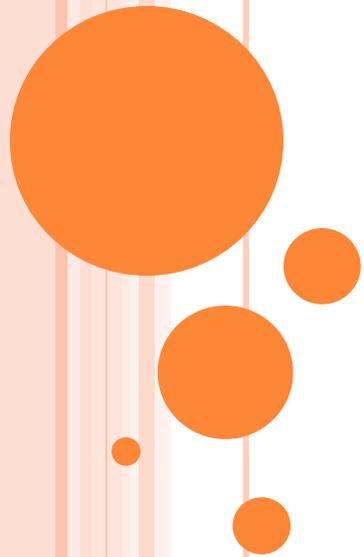


# 教育制度論

## 第10テーマ

### 就学前教育制度



# はじめに

- この授業も折り返し地点に達しています。  
授業の「約束事」については割愛します。

## 【重要】小テストの実施について

- ・前テーマの小テスト実施（出席判定）については別ファイルで示しています。

# 小テストの補足

- ・以下では常体で述べていきます。



## 小テストの補足

☆本科目は「幼稚園教諭必修」であるので、  
教育の行政制度についても一定水準以上の  
(今回の小テストレベルの)知識修得を求める。



## 小テストの補足

- 地方分権(戦後) ↔ 中央集権(戦前)
- 文部科学省(2001年から) ↔ 文部省
- 教育委員会(戦後) ↔ 府県知事(戦前)
- 中央—地方が対等(戦後) ↔ 上下関係(戦前)
- 「指導助言」(戦後) ↔ 「指揮監督」(戦前)
- 教育は地方の事務(戦後) ↔ 国の事務(戦前)
- 教育基本法(戦後) ↔ 教育勅語(戦前)



戦前—戦後の対応関係はこのようになる。  
理屈で解れば最良だが、機械的暗記でも  
止むなしである。すべて理解する／憶える。

# 小テストの補足

## ・文部科学省

- ・教育、生涯学習、スポーツ・宗教等の管轄省庁
- ・国全体の教育の基準・枠組み作り、地方への支援  
→学習指導要領・幼稚園教育要領など

## ・教育委員会

- ・学校教育、生涯学習、芸術文化、スポーツの振興
- ・教育の管理執行者



中央／地方の機能・役割分担は上の通りになる。色文字は特に重要である。  
地方への支援は「指導助言」のかたちを取る。

## 小テストの補足(簡易版)

- 文部科学省

- 教育に関する省庁

- 学習指導要領など国全体の基準作成

- 教育委員会

- 地方の教育・芸術・スポーツ等の管理執行者



この程度の一般常識を元に現在の仕組みを確認する。戦前一戦後の比較は、「大学の授業である以上は学ぶ」という点は否めない。

# 小テストの補足

## 【総評】

- ・基本的にはよく解答されている。
- ・学生により得点に差がある。



ようやく本題に……



以上を踏まえて、第10テーマへ入る。

## 本テーマ設定の理由

- ・保育者養成を主たる目的とする保育科において、就学前教育制度の学習は不可欠である。



単純明快！

# 第10テーマ 就学前教育制度

## 幼保二元体制と幼保一元化

- 「保育」ということば
    - I 日本における幼保二元体制の展開
    - II 近年における幼保一元化の展開
- 「補論」



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 幼保二元体制と幼保一元化

- 「保育」ということば
    - I 日本における幼保二元体制の展開
    - II 近年における幼保一元化の展開
- 「補論」



○は言葉の整理、I, IIは、「教育原理」の第10, 11テーマにそれぞれ相当する。

# 第10テーマ 就学前教育制度

## 幼保二元体制と幼保一元化

- 「保育」ということば
    - I 日本における幼保二元体制の展開
    - II 近年における幼保一元化の展開
- 「補論」



ほぼ一度(以上)学んだ内容なので、  
学生によっては一瞬で学習が終わる。

# 本テーマの要点

# 本テーマの要点

- ① 幼保二元体制とその問題点の理解
- ② 幼保一元化の理解とその具体的動向の認識
- ③ 幼児教育・保育の内容から見た、幼保二元体制の展開



「学んだなあ……」という学生はえらい。  
上の点について、新しい情報はほぼない。

# 本テーマの要点

- ① 幼保二元体制とその問題点の理解
- ② 幼保一元化の理解とその具体的動向の認識
- ③ 幼児教育・保育の内容から見た、幼保二元体制の展開



保育科の卒業を控えている学生として、今一度確認しておこう、というテーマになる。

## いよいよ本題に……

- では、レジユメの補足・解説に移る。
- 必須ではないが、レジユメをプリントアウトし、そこへ書き込む方式が解きやすい。
- 少なくとも、設問への解答はノート等へ記した方が定期試験などにとっては有用である。

# 本題へ

(本テーマの流れ、再掲)

- ・ 0 …… 言葉の整理
- ・ I …… 「教育原理」第9テーマに相当
- ・ II …… 「教育原理」第10テーマに相当
- ・ 【補論】 …… 新規内容

## 本題へ

・ I、IIについては、「大事なことを憶えているか確認する」という体で、解説は控えめにしてある。

ただし、試験という意味では、これらの内容も憶えている、理解していることを求める。



解説が控えめだから重要でない、ということではない。念のため。

## 第10テーマ 就学前教育制度

☆まず、0からⅡについて自力で空欄を埋めてみる。

☆すべて、「教育原理」で扱った内容である。

## 第10テーマ 就学前教育制度

☆まず、0からⅡについて自力で空欄を埋めてみる。

(.....作業中.....)

# 第10テーマ 就学前教育制度

## 0 「保育」ということば

**【重要】**

# 第10テーマ 就学前教育制度

## 0 「保育」ということば

☆「保育」ということばは、幼稚園と保育所において、異なる意味を持つ。

※幼稚園における「保育」……保護と

※保育所における「保育」…… と教育

# 第10テーマ 就学前教育制度

## 0 「保育」ということば

☆「保育」ということばは、幼稚園と保育所において、異なる意味を持つ。

※幼稚園における「保育」……保護と**教育**

※保育所における「保育」……**養護**と教育

## 第10テーマ 就学前教育制度

### 0 「保育」ということば

☆「保育」ということばは、幼稚園と保育所において、異なる意味を持つ。

※幼稚園における「保育」……保護と**教育**

※保育所における「保育」……**養護**と教育

・「養護」の意味は他の授業・実習指導などで学ぶ。

この違いは、そのまま「学校教育」と「児童福祉」の違いでもあった(過去形)。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 0 「保育」ということば

☆「保育」ということばは、幼稚園と保育所において、異なる意味を持つ。

※幼稚園における「保育」……保護と**教育**

※保育所における「保育」……**養護**と教育

☆「養護と教育が一体となって展開される」。

☆は、「保育所保育指針」の一節である。



## 第10テーマ 就学前教育制度

### 0 「保育」ということば

☆「保育」ということばは、幼稚園と保育所において、異なる意味を持つ。

※幼稚園における「保育」……保護と**教育**

※保育所における「保育」……**養護**と教育

☆「養護と教育が一体となって展開される」。

現在は、保育所も幼児教育の機関と位置付けられている。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所が、異なる体制のもとで設置、管理、運営されていること。

これは、もはや「所与の知識」である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所が、異なる体制のもとで設置、管理、運営されていること。

そして、この「異なる体制」も憶える必要がある。様々な違いがあるが、まずは.....



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所の違い
- ・**根拠法令**（設置、法的根拠）
- ・**所管省庁**（管轄、行政、管理）
- ・**教育・保育の基準**（日常的運営）

各施設の存在根拠や管理運営の違いを  
憶える。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所の違い
- ・**根拠法令**（設置、法的根拠）
- ・**所管省庁**（管轄、行政、管理）
- ・**教育・保育の基準**（日常的運営）

つまり、法律主義を取る日本では、根拠法令が違えば、各施設の法的根拠や存在意義が違う。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所の違い
- ・**根拠法令**（設置、法的根拠）
- ・**所管省庁**（管轄、行政、管理）
- ・**教育・保育の基準**（日常的運営）

所管省庁の違いは、幼稚園と保育所が「行政上別個に扱われる」ということである。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所の違い
- ・**根拠法令**（設置、法的根拠）
- ・**所管省庁**（管轄、行政、管理）
- ・**教育・保育の基準**（日常的運営）

教育・保育の基準が違えば、各施設で日常的に行われる教育・保育が違う内容になる。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所の違い
- ・**根拠法令**（設置、法的根拠）
- ・**所管省庁**（管轄、行政、管理）
- ・**教育・保育の基準**（日常的運営）

すなわち、幼稚園と保育所では、教育の機会や内容、保障が異なるものとなる。  
しかし.....



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所の違い
- ・**根拠法令**（設置、法的根拠）
- ・**所管省庁**（管轄、行政、管理）
- ・**教育・保育の基準**（日常的運営）

近年、幼稚園と保育所における教育・保育内容の基準は近づきつつある。

→【補論】(レジュメ末尾)参照



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### ☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所の違い
- ・**根拠法令**（設置、法的根拠）
- ・**所管省庁**（管轄、行政、管理）
- ・**教育・保育の基準**（日常的運営）

ともあれ、上記は（もし憶えていない場合）  
確実に憶えること。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 1 保育制度の歴史



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 1 保育制度の歴史

これは略する。ただ、次ページの点を押さえておくと、保育者としての幅は広がると考えられる。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 1 保育制度の歴史

・幼稚園と保育所の発祥を、19世紀のヨーロッパに求めることは、大凡の理解として問題ない。

☆ヨーロッパでも、日本でも、幼稚園と保育所（保育施設）は別個に生まれ、別個に発展した。

すなわち、幼児教育と保育は別ルーツを持つ。両者は、誕生した時点で「二元体制」であった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 1 保育制度の歴史

・幼稚園と保育所の発祥を、19世紀のヨーロッパに求めることは、大凡の理解として問題ない。

☆ヨーロッパでも、日本でも、幼稚園と保育所（保育施設）は別個に生まれ、別個に発展した。

この二元体制は、日本でもその他多くの国でも残存している。ただ、日本は変わりつつある。



# 第10テーマ 就学前教育制度

- I 日本における幼保二元体制の展開
  - 2 幼保二元体制の概要



# 第10テーマ 就学前教育制度

- I 日本における幼保二元体制の展開
  - 2 幼保二元体制の概要

これも機械的暗記.....というより、前提的な知識として知っておくべきである。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 2 幼保二元体制の概要

そして、このスライドでは「あえて」この表の穴埋めはしない。「教育原理」の資料を参照するか、検索して記入してほしい。

以下も、断りなく、あえて穴埋めしない箇所がある。



# 第10テーマ 就学前教育制度

- I 日本における幼保二元体制の展開
  - 3 過去の幼保二元体制の問題点



# 第10テーマ 就学前教育制度

- I 日本における幼保二元体制の展開
  - 3 過去の幼保二元体制の問題点

これも重要で、やはり「前提的知識」として知って(理解して)おくべき内容である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

(2) 幼児教育・保育施設の管理運営や法制、  
保育者の資格・養成などの煩雑さ・複雑さ

一番簡単な(2)について、端的に無駄が多い。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

(2) 幼児教育・保育施設の管理運営や法制、  
保育者の資格・養成などの煩雑さ・複雑さ

就学前の教育を、あえて二つの体制に分ける合理的理由は？ということである。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

(2) 幼児教育・保育施設の管理運営や法制、  
保育者の資格・養成などの煩雑さ・複雑さ

少なくとも、保育者の身分・資格・養成を  
一本化するだけでも、無駄の多さは相当  
程度減るであろう。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

(2) 幼児教育・保育施設の管理運営や法制、  
保育者の資格・養成などの煩雑さ・複雑さ

大学の授業数も減る。そもそも、「保育  
課程論」と「教育課程論」が併存する時点  
で(略)



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

(1) 幼児教育(幼稚園)と保育(保育所)の  
不平等

次に、(1)である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

(1) 幼児教育(幼稚園)と保育(保育所)の  
不平等

これは、幼児教育の機会の不平等ということである。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (1) 幼児教育(幼稚園)と保育(保育所)の 不平等

理想的には、幼児教育(幼稚園)であれ、保育(保育所)であれ、保護者や子どもの希望、個性や適性に応じて、入園・入所施設を選べることが望ましい。少なくとも公立施設はそうあるべきと考えられる。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (1) 幼児教育(幼稚園)と保育(保育所)の 不平等

しかし、現実では、保護者が昼間労働している「だけ」で、「子どもは保育所へ入る」ことになっていた。

この場合、保護者が選んだのは「昼間に働く」ことで、「子どもをどこへ入れるか」ではない。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (1) 幼児教育(幼稚園)と保育(保育所)の 不平等

すなわち、たとえば共働き世帯の保護者は、「昼間に働く」ことを選んだ「だけ」である。

しかし、なぜか同時に「子を幼稚園へ入れる」という選択肢が(事実上)消えてしまう。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (1) 幼児教育(幼稚園)と保育(保育所)の 不平等

これは、(主に)保護者の「労働などの状況」が、「子どもの教育機会を決定する」という不思議な仕組みであった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (1) 幼児教育(幼稚園)と保育(保育所)の 不平等

【補論】で見るように、幼稚園／保育所の教育・保育内容が異なっていた時代、これは、しばしば「教育機会の不平等」と見なされた。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (1) 幼児教育(幼稚園)と保育(保育所)の 不平等

そして、この(主に)保護者の「労働などの状況」が、「子どもの教育機会を決定する」という仕組みは、もう一つの教育・保育問題を生む。

→「〇〇〇〇問題」である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (3) 待機児童の増加

そう、いわゆる、待機児童問題である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (3) 待機児童の増加

すなわち、「共働きが増えた」ことは、単に労働構造の変化である。

しかし、それがなぜか、「待機児童問題」という保育問題として具現化している。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (3) 待機児童の増加

具体的には、以下の状況が起きている。

1. 少子化なのに、保育所が定員超過
2. 少子化による自然減以上に、幼稚園の在籍者が急減



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (3) 待機児童の増加

保育所の定員超過／幼稚園在籍者の急減

この保育・幼児教育問題の主要因が、「共働き世帯の増加」という労働構造の変化にある。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (3) 待機児童の増加

保育・幼児教育問題と、労働構造の変化は、そもそも別個の問題や現象であるはずである。

それがなぜか関連を持つ、という意味で幼保二元体制には奇妙な問題があった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

#### (3) 待機児童の増加

たとえば、幼稚園が共働き世帯の子どもを十分受け入れられる体制であったならば、待機児童問題や幼稚園の過度の減少は、現状より緩和されていたはずである。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

- (1) 幼児教育（**幼稚園**）と保育（**保育所**）の  
不平等
- (2) 幼児教育・保育施設の管理運営や法制、  
保育者の資格・養成などの煩雑さ・複雑さ
- (3) **待機**児童の増加

というように、幼保二元体制には、  
少なくとも以上のような問題があった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## I 日本における幼保二元体制の展開

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

- (1) 幼児教育（**幼稚園**）と保育（**保育所**）の  
不平等
- (2) 幼児教育・保育施設の管理運営や法制、  
保育者の資格・養成などの煩雑さ・複雑さ
- (3) **待機**児童の増加

これらの問題を解決するための考え方や  
方策が、「幼保一元化」になる。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

幼保一元化とは、端的には、先の問題に対し、「幼稚園と保育所を連携させること」、ないし、「幼稚園と保育所を一体化させること」で対応していこう、という考え方や方策である。「教科書的」には次頁のようになる。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

- ①幼保二元体制を維持したまま幼稚園と保育所が連携すること。
- ②幼稚園と保育所をめぐる根拠法令、所管省庁、設置運営の基準、教育／保育の基準、保育者の免許・資格などを統一（「一元化」）すること。
- ③幼稚園／保育所という区分そのものをなくし、一種類の（一元化された）幼児教育施設を新設すること。

おおむね三段階あると考えて良い。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

- ①幼保二元体制を維持したまま幼稚園と保育所が連携すること。
- ②幼稚園と保育所をめぐる根拠法令、所管省庁、設置運営の基準、教育／保育の基準、保育者の免許・資格などを統一（「一元化」）すること。
- ③幼稚園／保育所という区分そのものをなくし、一種類の（一元化された）幼児教育施設を新設すること。

①は単に幼保の連携、②は法令、所管等の統合、③は就学前教育制度全体の統合である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

- ①幼保二元体制を維持したまま幼稚園と保育所が連携すること。
- ②幼稚園と保育所をめぐる根拠法令、所管省庁、設置運営の基準、教育／保育の基準、保育者の免許・資格などを統一（「一元化」）すること。
- ③幼稚園／保育所という区分そのものをなくし、一種類の（一元化された）幼児教育施設を新設すること。

そして、日本では民間を中心として①が図られてきたが、近年は③の傾向にある。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

- ①幼保二元体制を維持したまま幼稚園と保育所が連携すること。
- ②幼稚園と保育所をめぐる根拠法令、所管省庁、設置運営の基準、教育／保育の基準、保育者の免許・資格などを統一（「一元化」）すること。
- ③幼稚園／保育所という区分そのものをなくし、一種類の（一元化された）幼児教育施設を新設すること。

その典型例が、「認定こども園」である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

- 認定こども園(2006年～)
- 幼稚園や保育所のうち、①幼児教育、②保育、③地域における子育て支援を一体的に提供する施設。

認定こども園は、上記の通り、幼保二元体制の問題へ対応できるとともに、地域の子育て支援にも貢献する施設である。  
しかし、普及しなかった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

- 認定こども園(2006年～)
- 幼稚園や保育所のうち、①幼児教育、②保育、③地域における子育て支援を一体的に提供する施設。

詳細は省くが(教育原理の第11テーマを参照)、二重行政のもとで認定こども園が一体的に運営されなかったからである(文部科学省／厚生労働省両方の管轄)。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

- ・認定こども園(2006年～)
  - ・幼稚園や保育所のうち、①幼児教育、②保育、③地域における子育て支援を一体的に提供する施設。

したがって、認定こども園は普及しなかった。  
そこで導入された改革が、「子ども・子育て  
支援新制度」である。【重要】



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

・関連法規の制定、改正

新制度導入にあたって、膨大な法令が改正等された。単純化すると次ページのようになる。

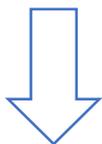


2006年4月～2015年3月までの制度である。



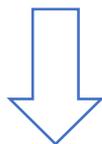
保育に欠けない子

例：専業主婦



幼稚園

(幼児教育)



認定  
こども園

(保育と  
幼児教育)



保育所

(保育)

保育に欠ける子

例：共働き

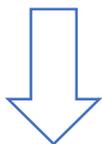


保護者の(労働)状況が子の入る施設を決定する。認定こども園数は多くなかった。



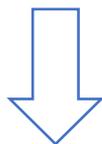
保育に欠けない子

例:専業主婦



幼稚園

(幼児教育)



認定  
こども園

(保育と  
幼児教育)



保育に欠ける子

例:共働き



保育所

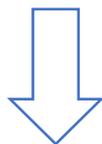
(保育)

故に、制度上はともかく、事実上は幼保二元体制の問題が残っていた。そして.....



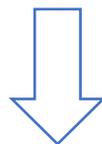
保育に欠けない子

例：専業主婦



幼稚園

(幼児教育)



認定  
こども園

(保育と  
幼児教育)



保育に欠ける子

例：共働き



保育所

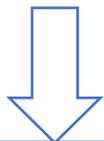
(保育)

2015年4月以後（現行）の制度である。



幼児教育を  
希望する場合

3～5歳



幼稚園

認定  
こども園

保育を  
必要とする場合

3～5歳



保育所

認定  
こども園

0～2歳



保育所

認定こども園

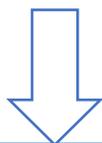
地域型保育

制度の変化をよく比べてほしい。



幼児教育を  
希望する場合

3～5歳



幼稚園

認定  
こども園

保育を  
必要とする場合

3～5歳



保育所

認定  
こども園

0～2歳



保育所

認定こども園

地域型保育

# 制度の変化をよく比べてほしい。



保育に欠けない子

例：専業主婦

保育に欠ける子

例：共働き

幼稚園

(幼児教育)

認定  
こども園

(保育と  
幼児教育)

保育所

(保育)

幼児教育を  
希望する場合

3～5歳

幼稚園

認定  
こども園

保育を  
必要とする場合

3～5歳

保育所

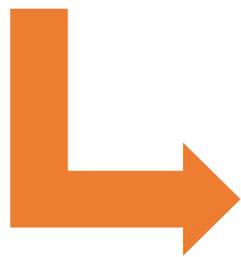
認定  
こども園

0～2歳

保育所

認定こども園

地域型保育



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

・関連法規の制定、改正

単純化すれば、第一に「保護者の(労働)状況による子どもの自動的な振り分け」ではなく、「保護者の希望や必要性に応じた施設の選択」という図式に変わった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

・関連法規の制定、改正

第二に、3歳未満／以上で、子どもに対する支援が明確に分けられたことがある。特に、3歳以上に対しては、すべての子へ「(幼児)教育」を行うことがより強調されるようになった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

・関連法規の制定、改正

この「3歳以上に対して(幼児)教育を提供する」という強調は、保育所保育指針の改訂へも直接影響を与えている。

→他の授業で学んでほしい。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### ☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

- ・幼保連携型認定こども園の改革
  - ・「保育教諭」職の新設
- ・地域型保育の導入

そして、保育実践にあたっては、  
上の三つが 新制度の中核をなす。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### ☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

- ・幼保連携型認定こども園の改革
- ・「保育教諭」職の新設

これは話としては単純で、最も整備され、それ故に最も運営が煩雑であった幼保連携型認定こども園の仕組みをシンプルにした、ということになる。図示化すると次ページのようになる。



# 幼保連携型認定こども園の変化

幼保連携型認定こども園

認可幼稚園  
(学校)

認可保育所  
(児童福祉施設)

幼保連携型認定こども園  
(学校及び児童福祉施設)



# 幼保連携型認定こども園の変化

幼保連携型認定こども園

認可幼稚園  
(学校)

認可保育所  
(児童福祉施設)

幼保連携型認定こども園  
(学校及び児童福祉施設)

学校と児童福祉施設の統合施設になった。



# 幼保連携型認定こども園の変化

幼保連携型認定こども園

認可幼稚園  
(学校)

認可保育所  
(児童福祉施設)

幼保連携型認定こども園  
(学校及び児童福祉施設)

また、管理運営も内閣府一子ども・子育て本部になった。行財政的にも一元化された。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### ☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

- ・幼保連携型認定こども園の改革
- ・「保育教諭」職の新設

そして、まったく新しい統合施設になった幼保連携型認定こども園には、より専門性の高い保育者が必要であろう、ということで「保育教諭」職が新設された。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

・地域型保育の導入

地域型保育は、以上とは論理が異なる。端的には、「3歳未満の受け皿を充実させる」制度である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### 【地域型保育導入の背景】

- ・待機児童の多くが3歳未満であること。
- ・都市部における中・大規模保育の実施が困難であること。
- ・過疎地において子どもが減少していること。
- ・認定こども園に3歳未満の受託義務がないこと。

主には、一つ目と四つ目の問題である。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### 【地域型保育導入の背景】

- ・待機児童の多くが3歳未満であること。
- ・都市部における中・大規模保育の実施が困難であること。
- ・過疎地において子どもが減少していること。
- ・認定こども園に3歳未満の受託義務がないこと。

四つ目について、認定こども園の増加は「3歳未満の受け皿の増加」にならない。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### 【地域型保育導入の背景】

- ・待機児童の多くが3歳未満であること。
- ・都市部における中・大規模保育の実施が困難であること。
- ・過疎地において子どもが減少していること。
- ・認定こども園に3歳未満の受託義務がないこと。

極端には、保育所から認定こども園へ移行する際「3歳未満の受け入れをやめる」という例も考えられる。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### 【地域型保育導入の背景】

- ・待機児童の多くが3歳未満であること。
- ・都市部における中・大規模保育の実施が困難であること。
- ・過疎地において子どもが減少していること。
- ・認定こども園に3歳未満の受託義務がないこと。

というわけで、地域の実情に応じた、より小規模での保育事業の導入が図られた。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### ・地域型保育の導入

「施設(原則20人以上)より少人数の単位で、  
0～2歳の子どもを預かる事業」

- ・小規模保育……0歳～3歳未満、人数6～19人。
- ・家庭的保育
- ・事業所内保育
- ・居宅訪問型保育

現実として地域型保育の中心は小規模保育である。人数は、自治体により差がある。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## Ⅱ 近年における幼保一元化の展開

### ☆子ども・子育て支援新制度(2015年～)

- ・幼保連携型認定こども園の改革
  - ・「保育教諭」職の新設
- ・地域型保育の導入

ともあれ、就学前教育制度改革の中心が上の三つであることはよく認識する。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論】



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論】

これは試験では問わないつもりであるが、重要な内容ではある。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論】

### ☆ 幼稚園教育要領と保育所保育指針の違い

- ・要領・指針は、幼児教育・保育内容の基準
- 要領・指針が導入された時期は？
- 「教育」的側面が導入された時期は？
- 法的拘束力を持った時期は？



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論】

### ☆幼稚園教育要領と保育所保育指針の違い

- ・要領・指針は、幼児教育・保育内容の基準

- 要領・指針が導入された時期は？

- 幼稚園が1948年（名称は「保育要領」）

- 保育所が1965年

- 1965年まで、保育所の保育内容の基準がなかった？



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論】

### ☆ 幼稚園教育要領と保育所保育指針の違い

- ・要領・指針は、幼児教育・保育内容の基準
- 「教育」的側面が導入された時期は？
- 幼稚園はもともと「教育」を目的とする。
- 保育所は1990年に「5領域」を取り入れた。
- 1990年まで、保育所は「教育」の全国的な基準を持たなかった？



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論】

### ☆ 幼稚園教育要領と保育所保育指針の違い

- ・要領・指針は、幼児教育・保育内容の基準
- 法的拘束力を持った時期は？
- 「告示」は法的拘束力を持つと見なされる。
- 「要領」は1964年に告示された。
- 「指針」は2008年に告示された。
- 2008年まで指針に拘束力はなかった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論】

### ☆幼稚園教育要領と保育所保育指針の違い

- ・要領・指針は、幼児教育・保育内容の基準
- 2008年まで指針に拘束力はなかった。
- 2008年まで、指針は『手引き』の位置づけで、「全保育所が守るべき基準」ではなかった？



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論、私見を交えたまとめ】

☆幼稚園は、学校教育法および幼稚園教育要領に基づき幼児教育を行う学校で、法規制も強かった。

☆保育所は、法的には児童福祉施設である。

「5領域」が指針に含まれたのは1990年である。

しかし、2008年まで指針の拘束力は強くなかった。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論、私見を交えたまとめ】

☆幼稚園は、学校教育法および幼稚園教育要領に基づき幼児教育を行う学校で、法規制も強かった。

☆保育所は、法的には児童福祉施設である。

「5領域」が指針に含まれたのは1990年である。

しかし、2008年まで指針の拘束力は強くなかった。

2008年以後、規制が強くなるとともに、  
保育の水準が確保されることになった。

一方で、「自由がなくなった」とも取れる。



# 第10テーマ 就学前教育制度

## 【補論、私見を交えたまとめ】

☆幼稚園は、学校教育法および幼稚園教育要領に基づき幼児教育を行う学校で、法規制も強かった。

☆保育所は、法的には児童福祉施設である。

「5領域」が指針に含まれたのは1990年である。

しかし、2008年まで指針の拘束力は強くなかった。

認識して欲しいのは、「学生が幼稚園・保育所に在園・在所していたのは2008年以前」ということである。



## 第10テーマ 就学前教育制度

### 【補論、私見を交えたまとめ】

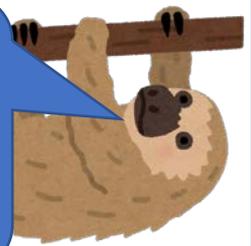
☆幼稚園は、学校教育法および幼稚園教育要領に基づき幼児教育を行う学校で、法規制も強かった。

☆保育所は、法的には児童福祉施設である。

「5領域」が指針に含まれたのは1990年である。

しかし、2008年まで指針の拘束力は強くなかった。

すなわち、学生が子ども時代に経験し、認識した保育所と、今の保育所は、保育内容の法的位置づけにおいて一致しない。



## 第10テーマ 就学前教育制度

### 【補論、私見を交えたまとめ】

以上のように、教育・保育内容の整備・統一・基準化において、幼稚園と保育所には制度上明確に違いがあった。

したがって、(学生を含む)一定以上の世代には、幼稚園＝教育、保育所＝教育以外というイメージがあり得る。

しかし、2021年現在、状況は異なる。

重要



## 第10テーマ 就学前教育制度

【補論、私見を交えたまとめ、**ここから重要**】

- ・現行(2017年～)の要領・指針の特徴
  - ・「幼児期の終わりまでに子どもの育ってほしい姿」
  - ・保育所保育指針における3歳未満/以上の区切り

それは、上の二つによっても証明される。



## 第10テーマ 就学前教育制度

【補論、私見を交えたまとめ、**ここから重要**】

- ・現行(2017年～)の要領・指針の特徴
  - ・「幼児期の終わりまでに子どもの育ってほしい姿」  
→ 要領・指針の双方に明記されている。
  - 小学校以上の教育(学習指導要領)との関係が強調されている。

まずはこれである。幼稚園だけでなく保育所も、「小学校へ続く教育の場」ということが強調された。



## 第10テーマ 就学前教育制度

【補論、私見を交えたまとめ、**ここから重要**】

- ・現行(2017年～)の要領・指針の特徴
  - ・保育所保育指針における3歳未満/以上の区切り

次にこれである。保育所が「小学校へ続く教育の場」であることから、上記も指針へ明記されることになった。



## 第10テーマ 就学前教育制度

【補論、私見を交えたまとめ、**ここから重要**】

- ・現行(2017年～)の要領・指針の特徴
  - ・保育所保育指針における3歳未満/以上の区切り

つまり、「3歳以上に対しては教育を行う」  
ということが以前よりも強調されている。



# 第10テーマ 就学前教育制度

【補論、私見を交えたまとめ、**ここから重要**】

- ・現行(2017年～)の要領・指針の特徴
  - ・「幼児期の終わりまでに子どもの育ってほしい姿」
  - ・保育所保育指針における3歳未満/以上の区切り

というわけで、現行の要領・指針と、  
一つ前の要領・指針は、かなり内容が違う。  
実習(指導)については前のほうが使い  
やすかったような.....(私見)



# 第10テーマ 就学前教育制度

【補論、私見を交えたまとめ、**ここから重要**】

- ・現行(2017年～)の要領・指針の特徴
  - ・「幼児期の終わりまでに子どもの育ってほしい姿」
  - ・保育所保育指針における3歳未満/以上の区切り

ともあれ、こうした要領・指針の改定は、2015年の新制度導入に対応している。

個人的には、時代とともに、指針の内容や位置づけが、要領へ近づいていると考えている。



## 第10テーマ 就学前教育制度

【補論、私見を交えたまとめ、**ここから重要**】

- ・現行(2017年～)の要領・指針の特徴
  - ・「幼児期の終わりまでに子どもの育ってほしい姿」
  - ・保育所保育指針における3歳未満/以上の区切り

以上、保育者になるにあたり【補論】は重要な内容である。

ただ、試験で問う内容でもないと思う。



## 第10テーマ 就学前教育制度

【補論、私見を交えたまとめ、**ここから重要**】

- ・現行(2017年～)の要領・指針の特徴
  - ・「幼児期の終わりまでに子どもの育ってほしい姿」
  - ・保育所保育指針における3歳未満/以上の区切り

したがって、本テーマにおいて試験で問えるのは、教育原理で扱った内容程度となる。

要点は.....



## 本テーマの要点

- ・幼保二元体制
- ・幼保一元化



言葉の意味(定義)

- ・幼保二元体制の具体的な違い(省庁・法令など)
- ・近年の幼保一元化の動向(新制度の特徴など)



完全に一度学んだ内容である。

# 第10テーマ 就学前教育制度



以上で、本テーマの本論を閉じる。

## 小テストの実施について

※以下は小テスト(出席判定)についての説明である。

・小テストは、それなりに問題数が多い。  
「教育原理」第10, 11テーマのそれと全く同じであり、  
多くの学生はすぐに内容を思い出せる想定である。

次頁以後は基本的に前回までと同じ内容である。

## 【重要】小テストの実施について

※小テストの実施をもって授業の出席に充てる。

※小テスト未実施の場合は、「欠席」となる。

※小テストへの対応が不十分な場合（記述量不足、多数の空欄など）は、「実施した」とは見なさない。

※小テストの実施には期限がある（5日間）。

期限を過ぎると実施不能になる

（実習など状況に応じて柔軟に対応はする）。

## 【重要】小テストの実施について

※小テストの実施＝授業出席回数が基準を下回る場合、失格となる。

- ・卒業年次生であっても、この判定は厳格に行う。

## 【重要】小テストの実施について

※小テストは、出欠確認に反映される。

※したがって、一定の文量を満たせば、基本的に正答か否かは問わない。

※ただし、真摯さに欠ける解答の場合（記述量が少ない、空欄が多い、明らかに設問に応じていないなど）は、提出（出席）と認めない場合がある。

# おわりに

- ・なかなか先が見えないからこそ、「なすべきをなす」ことが求められると考えています。

